

議案第138号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第10条第1項」の次に「若しくは第10条の2第1項から第5項まで」を加え、「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同条第7号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2第1項から第5項まで」を加え、同条第8号中「第12条の2第1項」を「第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項まで」に、「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同条第9号中「第12条の2第1項」を「第12条の2において準用する同法第10条第1項又は第10条の2第1項から第5項まで」に改め、同条第13号中「若しくは第2項若しくは第12条の2第1項」を「、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第12条の4第1項」に、「第20条第1項」を「第20条第1項から第4項まで」に改め、同条第14号中「若しくは第2項」を「、第12条の2第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 計量法第20条第1項の規定により同項に規定する指定定期検査機関（以下「指定定期検査機関」という。）が行う定期検査を受けようとする者は、当該定期検査に係る前条第19号に規定する手数料を当該指定定期検査機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定定期検査機関に納付された手数料は、当該指定定期検査機関の収入とする。

第3条中「前条」を「第2条」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第6号から第9号までの改正規定 戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (2) 第2条第13号及び第14号の改正規定 規則で定める日

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

指定定期検査機関が行う計量器の定期検査に係る手数料を当該指定定期検査機関の収入とすること等とし、並びに戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正に伴い所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。